



遺伝子組換え食品表示制度について

令和5年11月17日
消費者庁食品表示企画課

- 1. 食品表示制度の概要**
- 2. 遺伝子組換え食品表示制度の概要**
- 3. 遺伝子組換え食品表示制度の改正について**
- 4. 遺伝子組換え食品表示 よくある質問について**

1. 食品表示制度の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、J A S 法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

目的等

- 法の目的
- ・食品表示の適正を確保し、消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進、食品の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与
- 基本理念
- ・消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響、食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮

食品表示基準の策定等

- 消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、以下について、食品表示基準を策定
- ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 表示の方法その他を表示する際に遵守すべき事項

食品表示基準の遵守

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない

（参考）食品表示基準（内閣府令）

- 食品表示法に基づき、加工食品、生鮮食品、添加物の区分ごとに具体的な表示ルールを規定

指示・立入検査等

- 内閣総理大臣（食品全般）、農林水産大臣（酒類以外の食品）、財務大臣（酒類）は食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示、その旨を公表
- 内閣総理大臣は指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令。また、緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令、その旨を公表
- 表示の適正を確保するため必要がある場合、立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

罰則

- 指示に係る措置を取るべきことの命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人は行為者を罰するほか当該法人に対し、1億円以下の罰金）
- 食品の回収等や業務停止の命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は行為者を罰するほか当該法人に対し、3億円以下の罰金）

リコールの届出

- 食品関連事業者等は、食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関へ届出し、国がその旨を公表
※令和 3年 6月 1日施行

内閣総理大臣等に対する申出等

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは内閣総理大臣等に申出可
- 適格消費者団体には、著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 加工食品
 - 第1節 食品関連事業者に係る基準
 - 第1款 一般用加工食品（第3条～第9条）
 - 第2款 業務用加工食品（第10条～第14条）
 - 第2節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第15条～第17条）
- 第3章 生鮮食品
 - 第1節 食品関連事業者に係る基準
 - 第1款 一般用生鮮食品（第18条～第23条）
 - 第2款 業務用生鮮食品（第24条～第28条）
 - 第2節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第29条～第31条）
- 第4章 添加物
 - 第1節 食品関連事業者に係る基準（第32条～第36条）
 - 第2節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第37条～第39条）
- 第5章 雑則（第40条、第41条）
- 附則

食品区分 食品関連事業者等		加工食品	生鮮食品	添加物
食品関連事業者	一般用	第2章第1節 第1款 第3条～第9条	第3章第1節 第1款 第18条～第23条	第4章第1節 第32条～第36条
	業務用	第2章第1節 第2款 第10条～第14条	第3章第1節 第2款 第24条～第28条	
食品関連事業者以外 の販売者		第2章第2節 第15条～第17条	第3章第2節 第29条～第31条	第4章第2節 第37条～第39条

【別表一覧】

- 別表第1【食品表示基準の対象となる加工食品を定めるもの】
- 別表第2【食品表示基準の対象となる生鮮食品を定めるもの】
- 別表第3【食品表示基準の対象となる食品に係る定義を定めるもの】
- 別表第4【横断的義務表示事項に係る個別のルールを定めるもの】
- 別表第5【名称規制に係る食品及びその名称を定めるもの】
- 別表第6【添加物の用途を定めるもの】
- 別表第7【添加物の物質名の代替となる語（一括名）を定めるもの】
- 別表第8【食衛法施行規則別表第1に定める名称を用いない添加物の類を定めるもの】
- 別表第9【栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量を定めるもの】
- 別表第10【栄養素等表示基準値を定めるもの】
- 別表第11【機能を表示できる栄養成分について定めるもの】
- 別表第12【栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値を定めるもの】

- 別表第13【栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の基準値を定めるもの】
- 別表第14【特定原材料を定めるもの】
- 別表第15【原料原産地表示の対象食品を定めるもの】
- 別表第16【遺伝子組換え対象農産物を定めるもの】
- 別表第17【遺伝子組換え対象加工食品を定めるもの】
- 別表第18【特定遺伝子組換えに係る形質、対象加工食品、対象農産物を定めるもの】
- 別表第19【一般用加工食品の個別的表示事項を定めるもの】
- 別表第20【様式、文字ポイント等表示の方式等の個別ルールを定めるもの】
- 別表第21【牛乳の切り欠き表示の様式を定めるもの】
- 別表第22【個別の食品に係る表示禁止事項を定めるもの】
- 別表第23【業務用加工食品の容器包装に表示しなければならない事項を定めるもの】
- 別表第24【一般用生鮮食品の個別的表示事項を定めるもの】
- 別表第25【業務用生鮮食品の容器包装に表示しなければならない事項を定めるもの】

○名称、原産地が、横断的義務表示事項とされている。

名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品は都道府県名を記載 輸入品は原産国名を記載
	畜産物	国産品は国産である旨を記載 輸入品は原産国名を記載
	水産物	国産品は水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名）を記載 （水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名又は港が属する都道府県名） 輸入品は原産国名を記載



○名称、原産地のほかに、品目によって、個別に表示が義務付けられている事項もある。

（例 1）

品 目：しいたけ
表示事項：栽培方法

（例 2）

品 目：玄米及び精米
表示事項：原料玄米（産地、品種、産年）、
内容量、調製時期又は精米時期、
食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

小売店での販売時において、名称及び原産地は、

- ・容器包装の見やすい箇所
- ・製品に近接した掲示
- ・その他の見やすい場所

のいずれかに表示

○主な義務表示事項は、以下のとおり。

横断的義務表示 特定の商品は義務表示

名称	その内容を表す一般的な名称を表示
原材料名	使用された原材料を重量順に全て表示
添加物	使用された添加物は重量順に全て表示 ※原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
内容量	内容重量、内容体積、内容数量又は固形量等を表示
消費期限又は賞味期限	食品の特性に応じて消費期限又は賞味期限を表示
保存方法	期限表示の保存条件を具体的に表示
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示
製造所等の所在地及び製造者等の名称等※	国内製造品又は国内加工品にあつては製造所又は加工所、輸入品にあつては輸入者について住所（所在地）・氏名（法人の場合は法人名）を表示 ※原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り製造所固有記号で代替可
アレルギー表示	小麦、卵等8品目の原材料及び添加物について表示を義務付け。
原産国名	輸入品が、表示対象
栄養成分表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（「食塩相当量」で表示）の5項目を表示
原料原産地名	国内で製造・加工された全ての加工食品が、表示対象
遺伝子組換え	対象加工食品33品目について、遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別である対象農産物が含まれる場合はその旨を表示。

名称	洋生菓子
原材料名	卵（国産）、砂糖、生乳、植物油脂（大豆を含む）、乳製品、カラメルソース、ゼラチン
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類
内容量	130g
賞味期限	2024年10月31日
保存方法	要冷蔵（10℃以下）
販売者	株式会社〇〇 東京都□□市××町1-2
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町

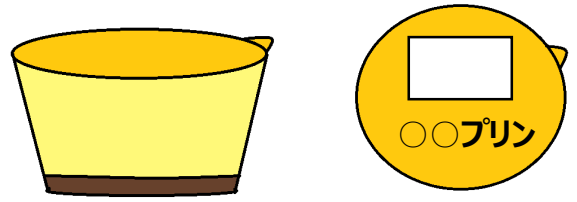
栄養成分表示（100g当たり）	
熱量	1 2 9 kcal
たんぱく質	6 g
脂質	5 g
炭水化物	1 5 g
食塩相当量	0. 2 g

○上記のほかに、品目によって、個別に義務付けされている事項もある。

（例）

品 目：ふぐを原材料とするふぐ加工品

表示事項：ロットが特定できるもの（加工年月日、ロット番号等）、原料ふぐの種類、生食用であるかないかの別 等



- 使用した全ての原材料が、使用量の多い順に表示されます。
- 2種類以上の原材料からなる原材料（複合原材料）は、原材料名の後に括弧をつけて、使用されている原材料が表示されます。

<表示例①>
基本的な表示

原材料名：○○、△△、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖）、…

複合原材料

<表示例②>
香辛料、食塩、
砂糖を「その他」
と表示する場合

原材料名：○○、△△、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、その他）、…

使用量が3位以下で5%以下の原材料は「その他」と表示することができる。

<表示例③>
使用したマヨ
ネーズの使用
量が少ない
（5%未満）
の場合

原材料名：○○、△△、…、マヨネーズ（卵を含む）、…

使用量が5%以下の複合原材料は、原材料の表示を省略することができる。

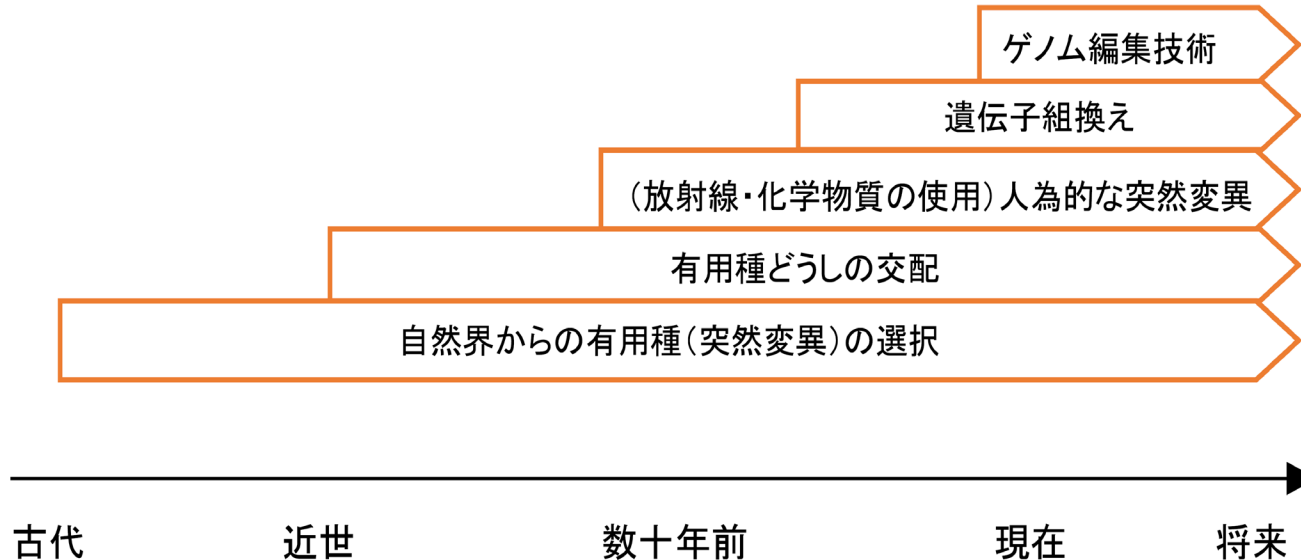
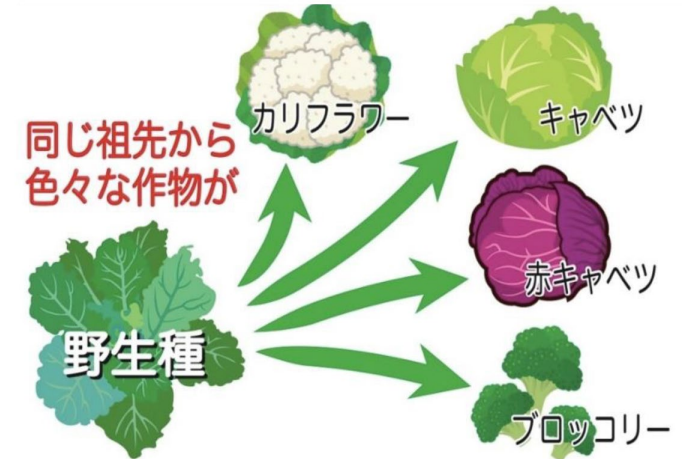
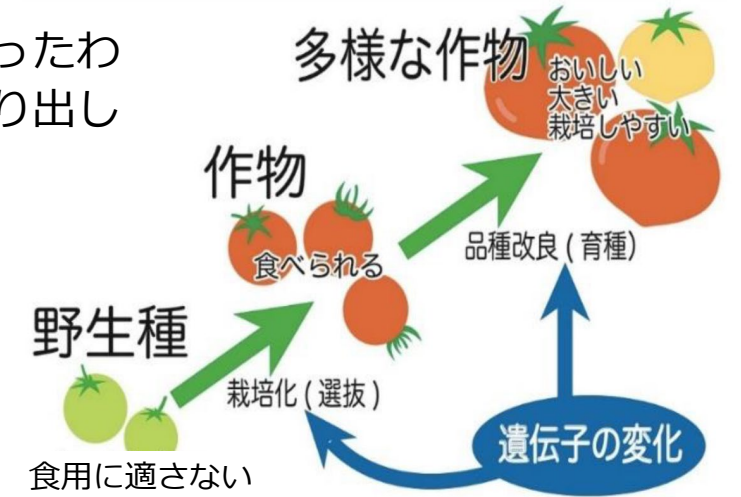
※複合原材料の名称から原材料が明らかな場合、原材料の表示を省略することができる。

2. 遺伝子組換え食品表示制度の概要

食べている野菜や果物は野生の植物？

現在、スーパーなどに並んでいる野菜や果物は、最初から今のような形や味だったわけではありません。そのほとんどは、人が長い年月をかけて野生の植物から作り出したものです。

農作物の祖先である野生の植物は、実が小さかったり、毒があったりして、栽培したり食べたりするには適さないものがほとんどです。それでも、栽培を続けるうちに、性質が変化したものが生えてくることがあり、その中から利用しやすいものを人が選んできました。



遺伝子組換え食品とは

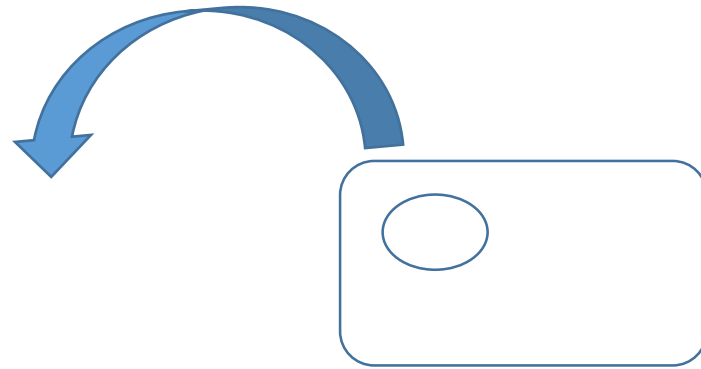
別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。

例えば



病気に弱い



有用な性質：
病気に強い遺伝子



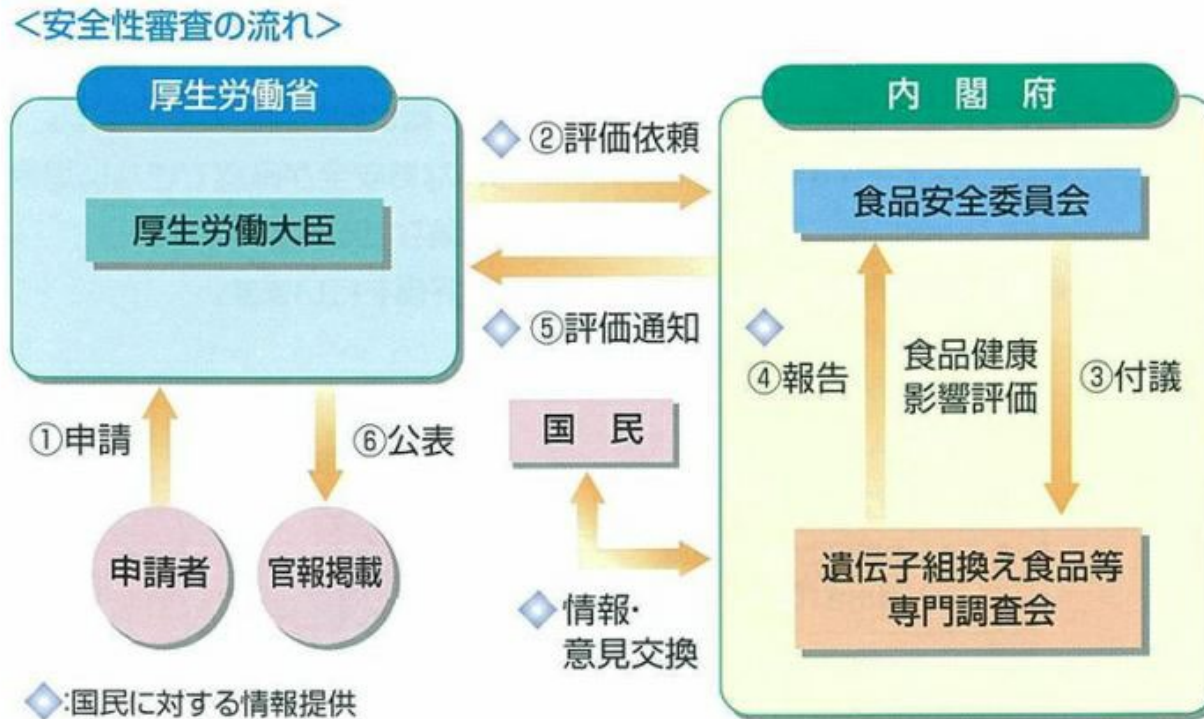
遺伝子組換え作物
新しい性質：
病気に強い

遺伝子組換え食品を食べ続けても大丈夫？

様々なデータに基づき、組み込んだ遺伝子によって作られるタンパク質の安全性や組み込んだ遺伝子が間接的に作用し、有害物質などをつくる可能性がないことが確認されており、食べ続けても問題がないことが確認されています。

日本では安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品やこれを原材料に用いた食品の製造、輸入、販売は食品衛生法に基づいて禁止されています。

日本で販売されている遺伝子組換え食品は安全性審査を経たものしか流通していません。



- **安全性審査を経た** 遺伝子組換え農作物のみが国内で**流通可能**（食品衛生法）。
- 国内で流通可能な遺伝子組換え食品について、平成13年から表示制度開始。
 - ・ 9農産物（※1）及び33加工食品群（※2）が義務表示の対象。
 - ・ 加工後に組み換えられたDNA等が検出できない食品は義務表示の対象外（しょうゆ、植物油等）。

義務表示の例

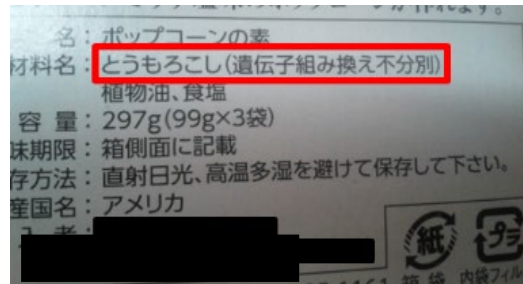
遺伝子組換え農産物を
分別生産流通管理（※3）
している場合

「パパイヤ（遺伝子
組換え）」など



遺伝子組換え農産物と遺伝子組
換えでない農産物を区別しない
（分別生産流通管理を行って
いない）場合

「とうもろこし（遺伝子
組換え不分別）」など



任意表示の例

遺伝子組換え農産物が混入
しないように分別生産流通
管理している場合

「大豆（遺伝子組換え混入
防止管理済）」など

名称	納豆	原材料名	●【納豆】大豆(北海道)(遺伝子組換え混入防止管理済)、納豆菌 ●【たれ(別添)】しょうゆ(小麦・大豆を含む)、糖類(砂糖、ぶどう糖果糖液糖、水あめ)、植物たんぱく加水分解物(大豆を含む)、食塩、昆布だし、かつおエキス、醸造酢、発酵調味料/調味料(アミノ酸等) ●【からし(別添)】マスタード、食塩、醸造酢(りんごを含む)/着色料(ウコン)、酸味料、香辛料、ビタミンC
内容量	(納豆20g、たれ1.7g、からし0.3g)×4		
賞味期限	外装フィルム天面に記載 保存方法 冷蔵庫(10℃以下)にて保存		
製造者	[Redacted]		

分別生産流通管理が行われ、
遺伝子組換え農産物の混入
がないと科学的に検証でき
る場合

「大豆（遺伝子組換え
でない）」など

●名称	豆乳
●大豆固形分	8%以上
●原材料名	大豆(カナダ産)(遺伝子組換えでない)
●内容量	1000ml
●賞味期限	容器上部上段に記載
●保存方法	直射日光を避け、涼しい場所に保存してください。
●販売者	[Redacted]

製造所固有記号は賞味期限表示の下段左側に記載、右側にロット記号を記載

(義務表示対象外の加工食品も表示可能)

※1 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、アルファルファ、てん菜、なたね、綿実、パパイヤ、からしな。現在、日本国内において、**食用を目的とした商業栽培はない。**

※2 加工後に組み換えられたDNA等が検出できる食品(豆腐、とうもろこし缶詰等)

※3 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていること。

義務表示の対象となる加工食品は、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する33加工食品群

食品表示基準 別表第17

対象農産物	加工食品
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、 7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、 11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、 13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、 15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、 5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、 7 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）、 8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、 5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

加工食品について、次の場合は義務表示の対象外となります

- **組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の技術によっても検出できない加工食品**

義務表示の対象外となる加工食品 (一例)	対象農産物
しょうゆ 大豆油	大豆
コーンフレーク 水飴・液糖 デキストリン コーン油	とうもろこし
なたね油	なたね からしな
綿実油	綿実
砂糖 (てん菜を主な原材料とするもの)	てん菜

- **対象農産物又はこれを原材料とする加工食品が主な原材料に該当しない場合**

・ 遺伝子組換え表示制度における主な原材料は、

原材料の重量に占める割合の高い原材料の

上位3位までのもの で

かつ

原材料及び添加物の重量に占める割合が

5%以上のもの

※製造時に水を添加した場合は、添加した水は原材料として換算しません。

3. 遺伝子組換え食品表示制度の改正について

○ 背景

- 遺伝子組換え表示制度の在り方については、食品表示法の制定過程における「食品表示一元化検討会」において、一元化の機会に検討すべき項目とは別に検討すべき事項として位置付けられた。
- 消費者庁において、平成29年4月から全10回にわたり、消費者、事業者及び学識経験者等から構成される「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催し、平成30年3月28日に「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」を取りまとめ。

○ 「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」の概要

- 表示義務対象品目等については、従来の制度を維持。
- 「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を「5%以下」から「不検出」に厳格化。

○ 消費者委員会への諮問

- 平成30年10月10日から同年11月8日まで食品表示基準（内閣府令）の改正案についてパブリックコメントを実施するとともに、全国7都市で情報交換会等を実施。
- 平成30年10月3日付けで消費者庁から消費者委員会へ諮問を行い、同年10月10日から平成31年3月13日までの全5回にわたり消費者委員会食品表示部会において議論し、平成31年4月4日に消費者委員会から、消費者庁の改正案のとおりとすることが「適当」とする旨の答申。

○ 食品表示基準の一部を改正する内閣府令の公布・施行

- 食品表示基準の一部を改正する内閣府令を平成31年4月25日に公布。令和5年4月1日より施行。

検討会の背景

- 遺伝子組換え表示制度は、その導入から15年以上が経過し以下の点に変化が生じている可能性があった。
 - ・ 遺伝子組換え農産物の作付面積増加に伴う流通実態
 - ・ 遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術
 - ・ 遺伝子組換え食品に対する消費者の意識

論点①表示義務対象品目

- 現行制度
安全性が確認された8農作物及びそれを原材料とした33加工食品群(豆腐や納豆など組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目)
- 整理の方向性
表示の信頼性及び監視可能性の観点から**変更なし**。今後再現性のある検査法が確立された品目は義務対象へ追加することが適当。

論点②表示義務対象原材料の範囲

- 現行制度
加工食品において、主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)
- 整理の方向性
事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度等の観点から**変更なし**。

論点③「遺伝子組換え不分別」の表示

- 現行制度
分別生産流通管理されていないものについて「遺伝子組換え不分別」と表示
- 整理の方向性
事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、「遺伝子組換え不分別」の表現に代わる、実態を反映した**分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し、Q&A等に示す。**

基本的考え方

- 日本国内で食品として流通している遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けており、**安全性は確保されている**。
- 消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を実現するための表示制度の構築が必要。

論点④-1義務表示が免除される遺伝子組換え農産物の混入率

- 現行制度
大豆及びとうもろこしについて遺伝子組換え農産物の混入が5%を超える場合に、「遺伝子組換え不分別」である旨の義務表示が必要。
- 整理の方向性
原材料の安定的な調達が困難となる可能性や検査に係る作業量やコストの増大などの観点から、**変更なし**。

論点④-2「遺伝子組換えでない」という表示が認められる条件

- 現行制度
大豆及びとうもろこしについて分別生産流通管理を適切に行なっている場合、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下であれば、「遺伝子組換えでない」旨の任意表示が可能。
- 整理の方向性
「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から**「不検出」に厳格化**。

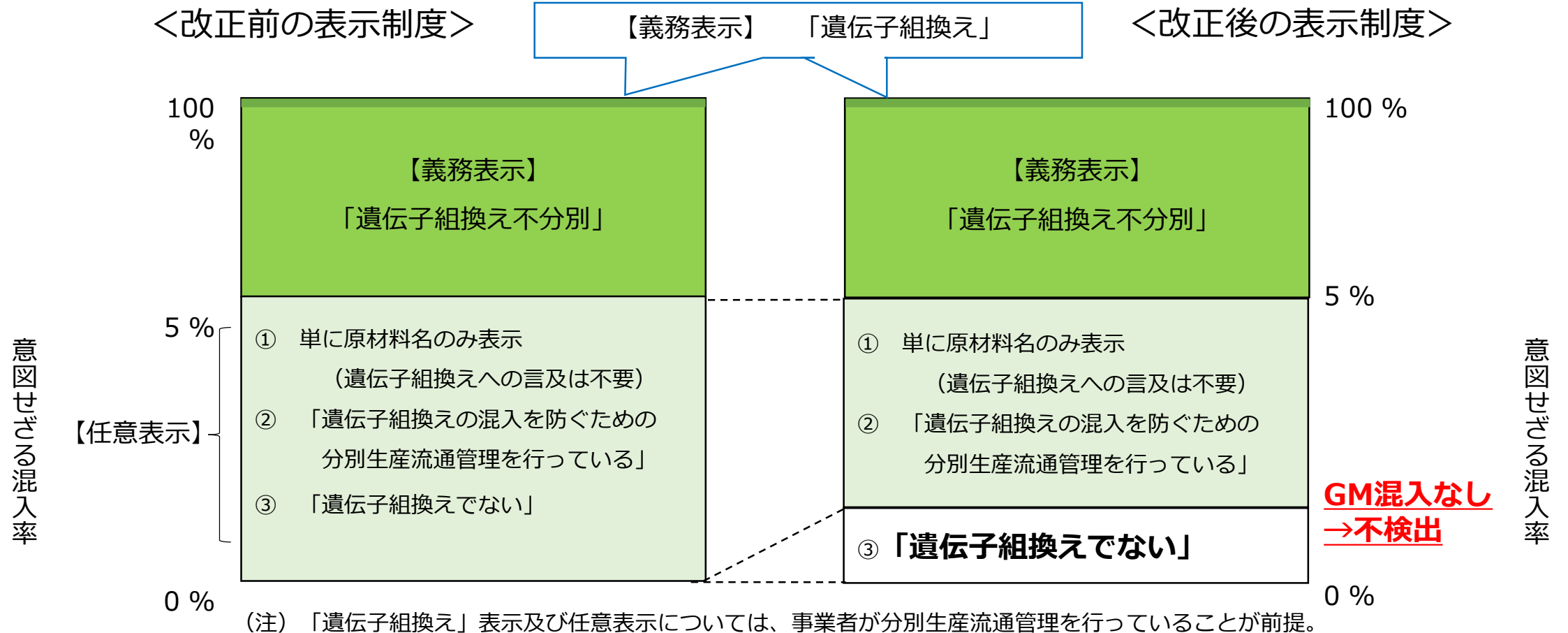
国における今後の取組み

- 説明会の実施等により、遺伝子組換え農産物の実情や遺伝子組換え表示制度の普及・啓発活動を積極的に行なう。
- 実態把握のためのモニタリング調査を行ない、必要に応じて制度の見直しを行なう。

遺伝子組換えの任意表示に関する基準を改正し、大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品について

- i) 分別生産流通管理を実施し、**遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨**、事実を即した表示を、
- ii) 他方、「遺伝子組換えでない」旨の表示は**遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる場合に限り**認めることとした（令和5年4月1日施行）。

令和3年9月に「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）を改正し、改正後の遺伝子組換え表示制度における「遺伝子組換えでない」と判定するための公定検査法を公表。



① 分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合の表示例

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

原材料名のみを表示

又は

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示

【原材料名の表示例】

名 称 豆乳
原 材 料 名 大豆

名 称 豆乳
原 材 料 名 大豆（分別生産流通管理済み）

名 称 豆乳
原 材 料 名 大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）

名 称 豆乳
原 材 料 名 大豆

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

① 分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合の表示例

分別生産流通管理が行われた旨の表示例

(1) 一括表示事項欄に表示する場合

名 称 豆乳
原材料名 大豆 (分別生産流通管理済み)

【その他の具体的な表示例】

- 遺伝子組換え混入防止管理済
- 遺伝子組換えの混入を防ぐため分別
- 遺伝子組換えが混入しないよう分別
- I P 管理品

(2) 一括表示事項欄外に表示する場合

名 称 豆乳
原材料名 大豆

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

- 大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。

(3) 任意表示をする場合の留意事項

- ◆ 表示の読み手の主観によって左右されるような表現
- ◆ 遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示

→消費者の正しい選択を妨げるおそれがあるため不適切

【不適切な表示例】

- 遺伝子組換えトウモロコシはほぼ含まれていません。
- 大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。
- 遺伝子組換えでないものを分別 等

② 分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がない場合の表示例

分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



遺伝子組換え農産物の混入がない

非遺伝子組換え農産物である旨の表示が可能

【原材料名の表示例】

名 称 豆乳

原材料名 大豆（遺伝子組換えでない）

名 称 豆乳

原材料名 大豆（非遺伝子組換え）

名 称 豆乳

原材料名 大豆

原材料に使用している大豆は、非遺伝子組換えのものです。

② 分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法

遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法

第三者分析機関等による分析※

- 第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、任意表示の必須の条件ではありません。

※ 分別生産流通管理を実施した非遺伝子組換えダイズ穀粒及びトウモロコシ穀粒に遺伝子組換え農産物の意図せざる混入があるかどうかを確認するための新たな公定検査法については、令和3年9月15日付け改正の「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）の「別添 遺伝子組換え食品表示関係」を御確認ください。

その他の方法

- 以下を証明する書類等を備えておく方法が有用ですが、行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、不適正な表示となります。
 - ① 生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが証明されていること
 - ② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品（適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。）と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
 - ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認（社会的検証）を基本に、これに先立って、科学的検証の手法で対象を絞り込むなど、社会的検証と科学的検証を組み合わせ実施しています。これらの結果により、不適正な表示が確認された場合は、食品表示法に基づき、指示、命令、罰則等、所要の措置を講じることとなります。

- 原材料名だけ表示している食品
- 適切に分別生産流通管理が行われた旨の任意表示がされている食品

- 遺伝子組換えでない旨の任意表示がされている食品

行政による科学的検証と社会的検証※

※ 生産・流通の過程における証明書、伝票、分別管理の実際の実施のチェック

不適切な表示となる場合（一例）

- ◆ 分別生産流通管理を実施していない場合
- ◆ 大豆及びとうもろこしについて、5%を超える遺伝子組換え農産物の混入があった場合
- ◆ 意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合

不適切な表示となる場合（一例）

- ◆ 原材料の農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合

食品表示法に基づき、指示、命令、罰則等、所要の措置

義務表示制度については、従来の制度から変更はありません。

義務表示の対象農産物及びこれらを原材料とした対象加工食品について、遺伝子組換え農産物や遺伝子組換え農産物と分別管理していないものを使用している場合は、その旨を表示する必要があります。

義務対象

安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33加工食品群^{※1}

(食品表示基準 別表第17)

対象農産物	加工食品 ^{※2}
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8 調理用とうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用ばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

★ しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示することは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。

※1 組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目

※2 表示義務の対象となるのは主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)



参照：知っていますか？
遺伝子組換え表示制度
令和5年7月版

表示方法

遺伝子組換え農産物及びそれを加工食品の原材料とした場合

義務表示については、当該原材料の後ろにかっこを付けて表示してください。

遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」等

名称：ポップコーン
原材料名：とうもろこし(アメリカ産)(遺伝子組換え)、パーム油、食塩・・・

分別生産流通管理をしていない(遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を区別していない)場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例>
「大豆(遺伝子組換え大豆と分別管理していない)」
「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

名称：豆腐
原材料名：大豆(アメリカ産)(遺伝子組換え不分別)、食塩/凝固剤・・・

使用している大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理していません。

任意表示制度については、消費者に情報が正確に伝わるように改正されました。

義務表示の対象農産物及びこれらを原材料とした加工食品について、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認したものを使用している場合は、その旨を表示することができます。

旧制度

分別生産流通管理をした対象農産物及びそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能



「分別生産流通管理(IPハンドリング)」

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物について、生産、流通及び加工の各段階で管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることを言います。

※大豆・とうもろこしについては、適切に分別生産流通管理した場合でも、遺伝子組換え農産物の意図しない混入が避けられないことから、5%までの意図しない混入を認めています。

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

任意表示については、一括表示枠外の容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて表示することもできます。
適切に分別生産流通管理された旨の表示方法について、詳しくは裏面をご参照ください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする加工食品

適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例>

「大豆(遺伝子組換えの混入を防ぐため分別)」
「大豆(遺伝子組換えが混入しないよう分別)」
「大豆(遺伝子組換え混入防止措置済)」 等

名称：豆腐
原材料名：大豆(アメリカ産)(分別生産流通管理済)、
食塩 / 凝固剤 . . .

名称：ポップコーン
原材料名：とうもろこし(アメリカ産)、パーム油、
食塩 . . .

原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨の表示が可能

<表示例>

「遺伝子組換えでない」
「非遺伝子組換え」 等

名称：豆腐
原材料名：大豆(国産)(遺伝子組換えでない)、
食塩 / 凝固剤 . . .

原材料に使用している大豆は非遺伝子組換えのものです。



参照：知っていますか？
遺伝子組換え表示制度
令和5年7月版

4. 遺伝子組換え食品表示 よくある質問について

○ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を使用した加工食品は、全原材料の重量比で上位3位までのもので、かつ重量比が5%以上のものは「遺伝子組換え不分別」等の表示をすることとなっていますが、「複合原材料」についても同様に表示する必要があるのですか。

1 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする加工食品を原材料（複合原材料）とする加工食品が食品表示基準別表第17に掲げる加工食品に該当するものであれば、「遺伝子組換え不分別」等の表示をする必要があります。

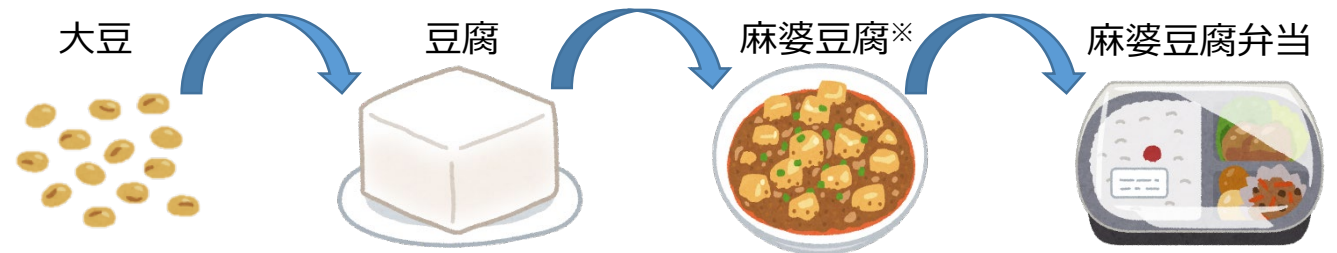
2 弁当・惣菜の場合、惣菜として販売する場合には表示が必要になって、その惣菜が弁当の具材となっている場合は表示が不要になることがあります。例えば、遺伝子組換え不分別の大豆を使用した豆腐を主な原材料とする「麻婆豆腐」には表示が必要で、その麻婆豆腐を主な原材料とした「麻婆豆腐弁当」は表示不要となります。しかし、豆腐そのものを弁当の具材とした場合に、豆腐が主な原材料に該当すれば表示が必要となります。

(食品表示基準 Q & A GM-43)

食品表示基準 別表第17 (一部抜粋)

対象農産物	加工食品
大豆	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、・・・

(例)



1 豆腐・油揚げ類

10 1から9・・・を
主な原材料とするもの

※ 豆腐が主な原材料に該当

○ 原料原産地表示、アレルギー表示と併せて表示する場合

食品表示基準においては、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について特段の規定はありませんが、特定の食物アレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止するアレルギー表示は、他の表示よりも優先して一番最初に表示すべきと考えます。

表示例

原材料名：
豆腐（大豆を含む、国内製造、大豆：遺伝子組換えでない）

原材料名
豆腐（大豆を含む：遺伝子組換えでない）（国内製造）

（食品表示基準Q & A 原原-19）

○ 「大豆油（遺伝子組換えでない）」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。

遺伝子組換えに関する表示をする場合、原材料名の次に括弧を付し、対象農産物を明確に示す必要があります。

このため、「大豆油（大豆（遺伝子組換え））」、等と表記するのが基本ですが、大豆油やばれいしょでん粉の場合、当該対象農産物から製造されていることが原材料名から明らかに分かるので、「大豆油（遺伝子組換えでない）」等と表示しても差し支えありません。

原材料名からは当該対象農産物から製造されていることが一般に明らかでないと考えられる場合（例：植物油、でん粉）には、「植物油（大豆（遺伝子組換えでない））」、「でん粉（ばれいしょ（遺伝子組換えでない））」等と、対象農産物を明確に示して表示する必要があります。

（食品表示基準Q & A GM-42）

○ 商品全体について「遺伝子組換えでない」旨を強調する表示をする場合

容器包装の見やすい箇所に「遺伝子組換えでない」等の旨を強調表示する場合は、「使用している〇〇は遺伝子組換えでないものです。」等と該当する対象農産物に対応させて表示することが基本です。

「遺伝子組換え原料不使用」等の強調表示については、その表示を見る消費者は、その食品中のどの原材料が遺伝子組換えであるのか否かを特定できず、一般には、その食品に使用されている全ての原材料が分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物からなると認識するものと考えられますので、消費者の誤認を防止する観点から、このような表示をする場合には、全ての原材料について分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないことが認められる必要があります。すなわち、その製品に使用されている全ての原材料について分別生産流通管理を行った遺伝子組換えでない農産物の混入がないと認められる対象農産物を使用していない限り、「遺伝子組換え不使用」等の強調表示をすることはできません。

(食品表示基準 Q & A GM-44)

× 誤った強調表示の例：(ばれいしょについては分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものであるが、大豆油の原材料の大豆は不分別である場合)

【強調表示】 「遺伝子組換え原材料不使用」

+

【一括表示】

原材料名 ばれいしょ (遺伝子組換えでない)、大豆油・・・

又は

原材料名 ばれいしょ、大豆油・・・

※ 大豆油は義務表示の対象品目ではないので、遺伝子組換えに関する表示を省略。

◎ 正しい強調表示の例：(ばれいしょ、大豆油の原材料の大豆ともに、分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものである場合)

【強調表示】 「遺伝子組換え原材料不使用」

+

【一括表示】

原材料名 ばれいしょ (遺伝子組換えでない)、大豆油 (遺伝子組換えでない)・・・

又は

原材料名 ばれいしょ、大豆油・・・

○ 表示禁止事項

現時点で厚生労働省による安全性審査の手続を経た9つの遺伝子組換え農産物以外の農産物（例えば、米やさつまいもなど）及びその加工食品については、「遺伝子組換えでない」などの表示や以下のような表示はできません。

「この〇〇は遺伝子組換えと関係ありません。」

「この〇〇は遺伝子組換えの対象となっておりません。」

「この〇〇は遺伝子組換えではありません。」

「遺伝子組換え〇〇を使用していません。」

当該製品に使用した農産物のみが遺伝子組換えでないと消費者を誤解させることから、食品表示基準第9条において表示禁止事項に当たるとされているため。

※なお、一般に当該農産物については遺伝子組換えのものが存在していないということを表示することは可能。

（例「現在のところ、米については、国内において遺伝子組換えのものは流通していません。」）

（食品表示基準Q & A GM-1、GM-60）

食品表示基準第9条 表示禁止事項

五 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあっては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語

○ 「遺伝子組換え大豆の混入が5%以下になるように管理しています」という表示はできますか。

遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が、表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。

○ 分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、「IPハンドリング」という表現を使用することは可能ですか。

IPハンドリングは、Identity Preserved Handlingの略です。

「IPハンドリング」、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。

○ 「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました」等の表示は可能でしょうか

食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定では、一括表示事項欄の原材料名欄には使用した原材料を表示することとしており、牛乳や牛肉の原材料に当たらない飼料の表示はできません。したがって、「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました」といった遺伝子組換えに関する表示を一括表示事項欄に表示することはできません。なお、このような表示を一括表示事項の欄外に任意で表示することは可能です。その場合は、消費者の誤認を招かないように注意する必要があります。

新たな遺伝子組換え表示制度では、食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がない場合にのみ表示することができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、適切に分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「肉牛は、分別生産流通管理された飼料で育てました」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

ご清聴ありがとうございました。